

令和3年8月31日

各県立学校長 殿

保健体育課長

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の  
対応について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。

については、緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重点措置区域に指定された状況下において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の各県立学校における濃厚接触者の特定に係る保健所への協力や臨時休業の判断に当たっての考え方について、下記のとおり取りまとめたので、各学校においてはその取扱に遺漏のないようにお願いします。

#### 記

- 1 濃厚接触者の特定に係る保健所への協力について  
緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重点措置区域の学校においては、所管の保健所の求めに応じ、校内の濃厚接触者等の特定に向けた候補者リストの作成等に協力すること。
- 2 臨時休業等の判断について  
緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重点措置区域において、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休業等を行う範囲や条件を次のとおり定めたので、学校で感染者が確認された場合は速やかに保健体育課に連絡すること。
  - (1) 学級閉鎖
    - ア 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
    - イ 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
    - ウ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
    - エ その他、県教育委員会が必要と判断した場合
  - (2) 学年閉鎖  
複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合
  - (3) 学校全体の臨時休業  
複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

#### 連絡先

担当：健康教育係 常山  
電話：099-286-5316  
FAX：099-286-5671  
※ 本文書の文書管理上の分類記号  
「G-3-0（保健管理総括）」